

第一回 八王子市社会福祉審議会		
日時・会場		平成 27 年 4 月 6 日(月) 13:00～13:40 八王子市役所本庁舎 801 会議室
出席者	委員	安藤 高夫、大福 族生、大山 博、菊谷 文男、北井 純子、小室 崇司、添田 繁實、森 秀三、内田 實、小林 信夫、坂倉 仁、佐々木 武麿、室岡 喜代二、山越 拓児、栗野 洋子、小新井 妙子、小池 公江、高橋 たつ子、多々井 克昌、田中 泰慶、樋口 悦子、日高 絢子、村上 正人、平川 博之、山内 英史、吉澤 努、和気 純子、中西 正司、青木 訓行、荒井 容子、石田 健太郎、井上 仁、内野 彰裕、岡崎 理香、栗本 正男、後藤 高浩、小林 千里、塩澤 伸久、田口 勝美、辰田 雄一、立石 晴美、田中 伸幸、中込 順子、中嶋 美和、西村 高志、宮崎 豊彦
	事務局	豊田福祉部長、小澤子ども家庭部長、辻井福祉政策課長、元木高齢者いきいき課長、溝部高齢者福祉課長、伊比介護保険課長、平塚子どものしあわせ課長、
欠席者		和田 清美、大久保 孝彦、木下 雅道、引馬 知子 古川障害者福祉課長
次第		1. 開会 2. 発令 3. 市長挨拶 4. 議題 (1) 会長及び副会長の選任 (2) 本審議会の運営について (3) 専門分科会への指名 5. 閉会
公開・非公開の別		公開
傍聴人の数		1名
資料		八王子市社会福祉審議会条例 八王子市社会福祉審議会条例施行規則 八王子市社会福祉審議会 体系図
会議の内容		
1. 開会		
2. 発令		
3. 市長挨拶		
4. 議題		
(1)会長及び副会長の選任		
条例第 4 条に基づき、委員の互選により、大山委員を会長とすることが承認された。		
また、条例第 4 条第 4 項に基づき、大山会長から平川委員と井上委員を副会長に指名した。		
(2)本審議会の運営について		
事務局より本審議会の運営について説明をし、承認を得た。		
➤ 専門分科会・諮問		
5 つの専門分科会を設置し、以下の内容について市長より諮問を行う。		
・ 地域福祉専門分科会		
本市の福祉施策を推進するため、地域福祉計画の策定やその重点事業などを審議		
・ 民生委員審査専門分科会		
民生委員法に基づく民生委員推薦会で推薦された者について審議		

- ・ 高齢者福祉専門分科会
高齢者計画・介護保険事業計画の策定や重点事業・課題に関すること、また高齢者あんしん相談センターの運営に関することについて審議
- ・ 障害者福祉専門分科会
身体障害者の障害程度や指定自立支援医療機関の指定に関することについて審議
- ・ 児童福祉専門分科会
児童福祉に関する計画や児童福祉施設等の認可に関することについて審議

また、今後これらのほかに市長から諮問を行う場合、どの専門分科会に審議していただくかは、会長に一任することが承認された。

➤ 部会

障害者専門分科会は、更に専門性の高い事項を審議していただくため、3つの部会を条例にて設置した。

- ・ 障害程度審査部会
- ・ 指定医審査部会
- ・ 自立支援医療機関審査部会

ほか、どの専門分科会においても、必要に応じて部会を設置することができる。

➤ 審議事項

条例第6条第7項の規定により、各専門分科会・部会の決議を審議会の決議とすることができるが、地域福祉計画をはじめとする各計画策定の答申やその他重要事項については、審議会において決議することとし、承認を得た。

➤ 代表者会

審議会の円滑な運営を図るため、各専門分科会の会長・副会長からなる“代表者会”を設置し、審議会としての機能を担わせることについて、承認された。また、重要案件が発生した場合は、委員全員による会議を開催し、審議を行うこととした。

この代表者会について、条例または規則等に定めるのが望ましいとの意見が出された。

(3) 専門分科会への指名

委員 50 名について、大山会長より各専門分科会への指名が行われた。

5. 閉会

以上

議事録署名人

平成 27 年 5 月 1 日

大山 博